

事務連絡
令和7年12月8日

入札参加者 各位

羽曳野市総務部契約検査課

建設工事に係る入札時に内訳金額の明示が必要な費目について（通知）

令和6年6月14日に公布された「建設業法等の一部を改正する法律」により「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）」が改正され、令和7年12月12日に施行されます。

改正された入契法第12条では、入札参加事業者は建設工事に係る入札の際に、材料費、労務費及び当該工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費やその他施工のために必要な経費の内訳を記載した書類を提出しなければならない旨が規定されています。

つきましては、改正入契法の施行日（令和7年12月12日）以降に本市の建設工事に係る入札への参加の際には、材料費等の内訳金額の記入をお願いいたします。

なお、支出を予定していない費目がある場合は、当該費目の金額欄は0と記入してください。未記入の場合は、当該入札参加者の入札書は無効となることにご留意ください。

ご不明な点等がございましたら、下記問い合わせ先へお尋ねください。

【入札時に新たに明示が必要となった費目】

- ・直接工事費のうち、「材料費」および「労務費」
- ・共通費のうち、「法定福利費の事業主負担額」および「建設業退職金共済（建退共）の掛金」
- ・当該建設工事での安全確保に必要な「安全衛生経費」

【問い合わせ先】

羽曳野市総務部 契約検査課

TEL : 072-958-1111

E-mail : keiyakukensa@city.habikino.lg.jp